

# 議事録

第 23 回 定 例 総 会

令和 7 年 6 月 9 日

## 太田市農業委員会23回定例総会議事録

開会日時 令和7年6月9日（月）午後2時  
閉会日時 令和7年6月9日（月）午後2時53分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男  
(18人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫  
9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江  
14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博  
18 永井 幸二 19 片亀 昌子

欠席委員 13 中村 幸江  
(1人)

出席職員 毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 川田係長代理  
(8人) 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員

会議に付  
した事項 議案第1号 農地法許可取消願について (会長)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
議案第6号 営農型太陽光発電にかかる計画変更申請について (会長)  
議案第7号 競公売農地の買受適格証明願について (5条) (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ  
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第23回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員18名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、15番 小磯典夫委員 と 16番 石原康男委員 のお二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を  
求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法許可取消願について、会長宛てに3件提出されて  
おります。

1番、由良町の土地について、露天駐車場及び廃車置場用地として許  
可を受けたが、許可後に会社の都合により譲受人を法人名義にすること  
となつたため、当該許可を取り消すものです。

2番、龍舞町の土地について、太陽光発電事業用地として許可を得たが、  
許可後に電力会社が行う周辺の電柱の用地交渉が不成立になつたため、  
当該許可を取り消すものです。

3番、敷塚町の土地について、工場用地として許可を得たが、許可後に  
事業の計画が無くなつたため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い  
します。

番号1番について、第1地区協議会より報告願います。

7番委員

番号1番について、7番が報告します。

地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果を報告します。

現地を確認したところ、農地のために特に問題もなく、取消し相当と  
意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ござりますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたし  
ます。

議長

続いて、番号2番について、第2地区協議会より報告願います。

2番 委員	番号2番について、第2地区から報告します。現地を確認したところ、畠がありまして、周辺農地で何ら問題はありませんでした。 再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	ただいま第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議長	番号2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員) 全員賛成ですので、番号2番を取消しとすることに決定いたします。
議長	続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
11番 委員	番号3番について、11番委員がお伝えします。 2月に許可を得ましたが、資材高騰により資金の都合上、計画を取りやめるということです。地区協議会としましては、取消し相当と判断しましたので、再度のご審議、よろしくお願ひします。
議長	ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議長	番号3番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員) 全員賛成ですので、番号3番を取消しとすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。 提出件数は3件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東金井町の土地 畦 646 m<sup>2</sup>、隣接農地を所有しており、農地を取得したい。

2番 成塚町の土地 畦 121 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 新田中江田町の土地 畦 1,027 m<sup>2</sup>、弟より農地を譲受け、農地として維持したい。

番号1番から3番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員 番号1番について、1番が報告します。

隣接地を所有しており、農地を拡大したいと。現地調査をしたところ、もう耕作放棄地になっていまして、隣で農業をしてもらえばいいなと思います。申請者は農機具も所有しており、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番 委員 番号2番について、16番委員が報告します。番号2番については、譲渡人をご覧いただくと分かるのですが、県営住宅に住んでいます。実

際には高齢と障がい者のために耕作ができない。そこで隣接者に売り渡しを希望しまして、贈与という形で売買をするというような形になっています。現地を見ましたところ、通常の状態になっておりますので、許可相当というような結果を得ましたので、よろしくご審議を再度お願いしたいと思います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号3番について、15番委員が報告します。第5地区で調査したところ、これは相続で得た土地を耕作できないために、兄に贈与するという案件で、畠はロータリーがかけてあり、きれいになってあります。適当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田中江田町の土地 492 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。大型農機具車庫用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員

番号1番について、調査してまいりました。これはかなり広い屋敷の隣接の畠に、多分自分で建てたと思われるような軒の高い車庫が建っています、そこが農地であるということで、宅地に対する許可を申請するものであります。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ござりますか。

18番委員

事務局

これは始末書で終わりですか。始末書で通ってしまうんですか。

事務局から回答します。

始末書をご提出いただいて、現地に農機具車庫が建っているということですけれども、今後は、このようなことがないように気をつけるということで始末書を添付いただいて、是正として許可を出させていただくということです。

何で私が聞いたかというと、今まで私の経験からは、始末書で済む地域と始末書ではなくて壊さないと取れない地域があるのです。その区分がちょっと分からぬのだけれども、始末書だけが一番いいんだよ。だけれども、うちのほうの毛里田のほうでは事務所のところは始末書を出しましょうといって、東金井のほうは全部カーポートを壊したんです。ある意味そういうふうに、私は詳しく分からぬ。そこまで勉強したくないんだけれども、あるんですよね。

例えば青地ですとかに建ってしまっているようなものだと、一般住

事務局

宅の敷地の一部として、お家の上にカーポートが建ってしまっている場合などは、他法令の許可が得られないということになりますので、農振法の違反にもなってしまっているということなので、農地法の許可だけではなくて、そういったところにも波及が行くようなものについては、一旦現地を農地に戻していただいてということでお願いをする場合もあります。

18番委員 分からないことは事務局に聞けばいいんだから。そういう意味があつたので、細かいことが、そのときはまた指導をお願いします。

議長 要はケースによってその判断が違うということですね。

事務局 はい、そうです。

議長 18番委員、よろしいですか。

18番委員 はい、いいですよ。

議長 ご意見、ご質問等は、それ以外にありますか。  
委員 なし。

議長 それでは、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)  
議長 全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。  
番号1番、藪塚町の土地について、建売分譲住宅用地として許可を得たが、許可後に事業計画が一部変更となり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を一部承継するものです。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局のご提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

17番委員 番号1番について、17番委員からご報告いたします。

当該土地では、備考欄にもありますように、昨年、建売分譲用地として5条許可を得たところでございますが、その一部を分割して、隣接する農地の通路及び資材置場等に計画を変更したいというものでございます。なお、分割後の5条許可につきましては、議案書備考欄のところにありますように、5号議案21番と関連するものでございます。地区協議会といたしましては承認ということで協議が調いました。改めてご協議のほど、お願いします。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は21件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数21件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 661m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。蓄電施設用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 1,130m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。、

太陽光発電所用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 4,709 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場及び廃車置場用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 320 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 357 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、事務所用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 41 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 龍舞町の土地 385 m<sup>2</sup> 外3筆 計1,359 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、蓄電池施設用地として転用するものです。

8番 八重笠町の土地 947 m<sup>2</sup>の内0.21 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

9番 上小林町の土地 288 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 安良岡町の土地 23 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

11番 丸山町の土地 309 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

12番 只上町の土地 479 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 只上町の土地 373 m<sup>2</sup> 外1筆 計977 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

14番 強戸町の土地 333 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、仮設事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。

15番 新田赤堀町の土地 492 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田上江田町の土地 765m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 新田花香塚町の土地 424m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 新田花香塚町の土地 197m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

19番 薮塚町の土地 382m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 蔦塚町の土地 791m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、建壳分譲住宅用地として転用するものです。

21番 薮塚町の土地 48m<sup>2</sup> 外1筆 計112m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番と2番につきまして、第1地区から報告いたします。

の佐氏に挨拶し、理解を得ているといつゝなことをさせます。  
結局として、2番につきまして説明いたします。これは転用目的が主

陽光発電所用地ということで、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということで、太陽光の設置の案件でございます。現地を確認したところ、周辺農地への支障も問題ないので、許可相当と当地区協議会では意見決定いたしました。

1番、2番とも再度の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番 委員

番号3番について、7番が報告します。

この件につきましては、1番と関連で再度申請を出すことになりました。自動車解体を営む法人であり、需要の拡大に伴い、露天駐車場及び廃車置場が不足しているため、申請地を取得したい。現地を確認した結果、3方を道に固まれ、周辺農地に影響もないものが確認されました。周辺農地に支障もないでの、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありました

が、ご意見、ご質問等ございますか。

議員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長

番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

全員賛成ですので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号4番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果をご報告願います。

2番 委員

番号4番、5番、6番、7番、8番について、第2地区から報告します。

4番は、一般住宅用地であります。申請理由は、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということであります。現地確認したところ、周辺農地に支障はなく、何ら問題ありませんでした。

5番です。転用目的が事務所用地で、申請理由がトイレ清掃の業務等を行っており、申請地を取得し、自社の事務所を建築したいということであります。これも周辺農地には支障もなく、何ら問題ありませんでした。

6番です。これは一般住宅用地として、借家に住んでおり、父より申請地を譲り受け、自己の住宅を新築したいということであります。これは父親から借りて使用貸借であります。現地には入り口にブロック塀

が敷いてありますて、その隣にシノダケが生えているというので、それが侵入をしないようにブロック塀が敷いてありました。現地を確認したところ、何ら問題がありませんでした。

次に、7番です。蓄電池施設用地として電力発電事業を営んでおり、立地条件がよい申請地を取得し、蓄電池を設置したいということあります。これも誓約書が添付してありますて、何ら問題がありませんでした。

次に、8番です。転用の結果、営農型太陽光発電設備用地、申請理由が下部農地でミョウガとブルーベリーを栽培しながら、引き続き営農型太陽光発電設備を設置したいということあります。これは前は使用貸借が1年でしたが、今度は3年間という申請理由あります。前はブルーベリーを植栽はされていなかったんですけども、去年からミョウガとブルーベリーが植栽してありました。ブルーベリーは植えたばかりで1mぐらいで小さいんですけども、ちょっと実がついておりました。現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく、何ら問題がありませんでした。

以上です。再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

3番 委員

番号9番、10番について報告します。

9番は、分譲住宅になっていまして、4区画の中の残り1つで、周辺地域の農業に影響がないので、許可相当の意見決定としました。

10番は、先月、許可になった太陽光発電施設の中ですけども、太田市の市の道路が少し残っていたので、それを払い下げを受けて一体利用とするものです。現地を見たところ、周りは太陽光発電の用地の敷地の中なものですから、ほかに影響がないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

18番 委員

番号11番、12番、13番について、18番より報告します。

11番は、露天駐車場用地を知人より申請地を借りて、駐車場として利用したいということで使用貸借になっております。申請地の状況は、周辺はほぼ道路と住宅に囲まれた土地でありますて、許可基準から見た判断は適当ということで、許可相当として地区協議会では決定しました。

12番につきましては、一般住宅用地で申請が出ております。地域の状況は、東、北、南側は宅地で、西側は市道になっております。周辺への農地に対する営農条件は支障がないということで、許可基準から見た判断は全て問題なし、これも許可相当として地区協議会で決定しまし

た。

13番につきましては、太陽光発電事業用地として申請が出ております。これは渡良瀬川の土手の下で、イノシシの被害が出ているところで、周辺の営農状況は支障はありません。これによって周辺の住宅ではイノシシの被害が解消されるということでも期待されます。許可基準から見た判断は、問題はなしということあります。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号4番から13番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

5番 委員

これは事務局に確認したいんだけども、うちのほうもそうなんだけれども、8番の太陽光の下のブルーベリーは、4年もたつたってまだ収穫できる状態ではないんだけども、申請が上がったときに、事務局として、その作物が適正なのか、適正でないのか、それを指導してもらって、ただ何の作物でも植えれば太陽光はオーケーというのは、ちょっと違うような気もするんだけども、場所によって作物は変わると思うんだけども、その辺の指導を今後していってもらわないと、ただ、作物を植えましたといって、収穫、販売ができないものを作られてもしようがないような気もするんだけども、今後、事務局はどういうふうに考えているのか知らないけれども、指導してもらったほうがいいと思うんだけども、今後、多分農地型太陽光がいっぱい出てくると思うので、やはり収穫できないものは、幾ら申請が出ても、それは協議してもらう必要があると思うんですけども、どうですかね。

事 務 局

今回の申請につきましては、先ほど説明があったとおり、もともと下部農地でミョウガをやっておりまして、令和6年4月1日の法改正によって、下部農地、要するに、パネル下以外のところを営農型太陽光の単収要件ということで見なさいということの法改正がありましたので、今回、ブルーベリーということで追加になったところでございます。今、5番委員からご指摘のあったとおり、作物につきましては、その作物が営農型に適するかどうかということで、知見を有する者の意見書等を含めて、あと、ほかの自治体での実績等を考慮して、いいか悪いかということで判断しているところでございます。今回のブルーベリーにつきましては、そういったところでほかの自治体と、また、市内で実績のある作物でしたので、申請を受けた次第であります。作物につきましては、担当地区の委員とも引き続き協議をし進めていきたいと思います。以上です。

- 5番 委員 ひとつよろしくお願ひします。
- 議長 東部農業事務所にも専門の方がおられれば、そこも含めてお知恵を拝借することになろうかと思います。
- 12番 委員 1番で蓄電池コンテナのところでは賛成したんですが、話を聞かせていただきたいと思うんです。次のところで、7番で1,359 m<sup>2</sup>、約2倍の面積で蓄電池コンテナが3台と結構な面積なんですけれども、それぐらい蓄電池用のコンテナというのは大きいのでしょうか。
- 事務局 回答させていただきます。  
今回の7番の申請につきまして、どうしても1番を見ると、台数が少ないのに何で面積がこんなに大きいんだということで疑問を持たれたかと思います。7番の件につきましては、コンテナ以外、パネルを設置して、いわゆるそこで発電を行うハイブリッド式という形で計画が出ております。そのため、こういった面積が広く利用されていまして、そちらの土地利用計画図も確認した結果、問題ないということで判断した上で申請を受けた次第でございます。以上です。
- 12番 委員 はい、分かりました。
- 議長 最近、蓄電池は緑町の若干高台にあって、そこに1台設置されてから、最近、徐々に太陽光発電と並んで蓄電池の申請が多くなりましたね。広さについては、太陽光のハイブリッドもそうですけれども、場合によつては、その建設とか、あるいは維持管理ですか、若干スペースを余計に取るケースが出てきていることは事実です。ただ、スペースの広さが本当にいいのかどうかというのは、なかなかここは判断しにくいところなので、多分ほぼ申請どおりに来て許可しているのではないかと思います。ただし、蓄電池は、ご質問があつたように申請が多くなっています。それでは、特段なければ、よろしいでしょうか。
- 18番 委員 ちょっと聞かせてもらいたいんだけれども、蓄電池というのは、電磁波が出るのか、体に影響がないんですか。高压線なんかの下というのは、やっぱり影響があるんだとかという話なんだけれども、最近、蓄電池の施設用地がぽつぽつと出ているんですけども、周りは危なくないのかね。子どもとか、ああいうのはね。余談で悪いけれども、単純な質問なんだけれども、電磁波はどうなっているかね。よく調査研究してくれますか。

- 事務局 今日はお答えする材料がないので、また何か資料が出ましたら、情報提供したいと思います。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号4番から13番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号14番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号14番について報告します。  
譲受人は、隣地に太陽光発電設備を建設するに当たり、仮設事務所及び作業員駐車場用地として申請地を借り受け、一時転用するものです。現地を確認したところ、周囲は住宅、道路、太陽光設備用地であり、周辺農地への支障はないと思います。また、使用期間終了後の農地の復元については、農地復元計画書が提出されており、内容を見て復元も問題ないと思われますので、地区協議会では許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号14番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。  
なし。
- 委員長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号14番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号15番から18番について、第5地区協議会の調査した意見結果をご報告願います。
- 15番委員 第5地区で調べてまいりました。既存集落の中の残された農地でありまして、両隣は住宅でありまして、付近には農地は少なく、農地には影

10番 委員

影響はないと思われます。適当と思われますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

続きまして、番号16番、17番、18番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

まず、番号16番は、譲受人は建築・土木業をしており、利便性のよい申請地を借り受け、資材置場として利用したいとのことです。

番号17番は、借家に住んでおり、父より申請地を借り受け、自己住宅を新築したいとのことです。

番号18番は、所有地を調査したところ、農地法の許可を得ず、自宅敷地の一部を利用していたことが判明したため、始末書を添付し、宅地拡張用地として転用したいとのことです。

現地を確認したところ、周辺農地にも影響はないため、以上3件ともチェックリスト上にも問題はないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号15番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号15番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号15番から18番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号19番から21番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番 委員

番号19番、20番を11番委員がお伝えします。

19番は、譲渡人の娘さん夫婦が借家に住んでいまして、父より申請地を借り受け、自己の住宅を新築したいというものであります。

20番は、不動産屋さんが6棟の住宅を建てて、分譲地として建築したいということで申請がありました。現地は北、東、西ともに住宅地、南側は道を挟んでまた住宅地となっておりますので、許可相当と判断い

たしました。再度のご審議、よろしくお願ひします。

17番委員

番号21番について17番からご報告いたします。

この申請は、議案4号1番の計画変更に関連する許可申請であります。分譲住宅として許可のあった用地に、隣接してありますハウス園芸を営んでおりますけれども、そこに3mぐらいの境界を作つて通路にしたいということで、今回、申請がありました。地区協議会におきましては、特に周辺の農地等にも影響がございませんので、許可相当ということで判断したところであります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号19番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号19番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号19番から21番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第6号 営農型太陽光発電にかかる計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求める。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。

1番、大久保町の土地について、ミョウガと春菊を栽培していましたが、営農管理しやすいことから春菊のみに作物を変更するものです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員

番号1番について、第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

ミョウガの時期に合わせて春菊を栽培しておりましたが、現地を見に

行ったところ、既に春菊はまいてありました。春菊を年3回まいて収穫、1年間を通して春菊ということで報告が出ておりますので、第6地区としては、結果的にはよかれということで皆さん賛成いたしました。

再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員

春菊は、露地の場合は1年間は取れません。春に1回と、あとは秋に1回だろうね。

12番委員

この太陽光は、露地のところとハウスの上に太陽光が立ててあるんですね。冬の場合は、ハウスの中で春菊を取るということです。

18番委員

失礼しました。ハウスの上に太陽光なんて初めてだ。モデルケースかな。分かりました。

議長

ただいま第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第7号 競公売農地の買受適格証明願が会長宛てにあつたので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第7号 競公売農地の買受適格証明願について、会長宛てに1件提出されております。

番号1番、龍舞町の土地について、競公売執行期間は、前橋地方裁判所太田支部、競公売期日は令和7年7月16日から令和7年7月23日、転用目的は植木栽培・露天駐車場・資材置場用地です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員 番号1番について、第2地区から報告します。  
競売ということで適格証明書が欲しいということあります。現地は竹林であります、苦情地で前に見て回ったことがありました。苦情地の竹林を競売ということが今回出ておりまして、その適格証明であります。邑楽の人でショベルカー2台で軽トラック、家族で伐採する予定であります。転用目的は、植木の伐根、竹を除去した後、植木の栽培と露天駐車場、資材置場用地として利用したいと。申請理由は、家族で植木栽培を営んでおり、申請地を取得し、植木栽培及び駐車場、資材置場として利用したいということであります。現地を確認したところ、何ら問題ありませんでした。  
以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番に買受適格証明書を交付することで賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)  
議長 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。  
なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可といたします。

議長 以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した5月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。  
太田市農業委員会会長専決規定第2条により、下記のとおり、許可証の交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局より報告願います。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、15ページに記載のとおり、1件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、16ページから19ページに記載のとおり、19件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、20ページから22ページに記載のとおり、10件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、23ページから29ページに記載のとおり、29件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議長  
委員長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ござりますか。  
なし。  
以上で第23回定例総会を終了します。

閉会 令和7年6月9日（月）午後2時53分